

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件
原告 1 の 1 外
被告 福島県外7名

準備書面(6)

平成28年 2月12日

福島地方裁判所民事部 御中

被告福島県訴訟代理人弁護士

渡 辺 健 寿



同訴訟復代理人弁護士

渡 辺 慎 太 郎



同

鈴 木 靖 裕



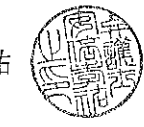
同

久 納 京 祐



同

安 倍 孝 祐



原告準備書面(5)に対する認否の補充

被告福島県は、被告福島県準備書面(4)において原告準備書面(5)に対し認否反論したところであるが、原告準備書面(5)のうち「第1、3」「第2、2」「第5 1～4」に対する認否を以下のとおり補充する。

第1 「第1 情報の隠匿の違法について(訴状請求原因第3の1)」に対して

3 「3 事実経過」について

(1) (1)について

アについて、原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在について認めるが、同記載内容が事実であるかどうかにつき不知。

イについて、「文部科学省は12日夕方以降、オフサイトセンターへのモニタリングカーの派遣を決定し」との点につき、甲C12号証によれば文部科学省が派遣決定をしたのは3月11日であり、12日夕方以降に派遣指示をしたとされている（甲C12号証、249頁）。

被告福島県が3月12日早朝からモニタリングカーによるモニタリングを開始したことについて認める。

その余の原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在について認めるが、同記載内容が事実であるかどうかにつき不知。

ウについて、原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在について認めるが、同記載内容が事実であるかどうかにつき不知。

エについて、原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在について認めるが、同記載内容が事実であるかどうかにつき不知。

オについて、被告福島県として認否の限りでない。

カについて、被告福島県が3月13日までに避難区域境界などの8ヶ所にモニタリングポストを設置し、その測定結果を3月14日から定期的に公表したとの点及び原告らが提出した新聞記事の存在について認め、「被ばくの危険性について、県民に正確な情報を提供しなかった」との点について争う。

(2) (2)について

アについて、原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在について認めるが、同記載内容が事実であるかどうかにつき不知。

イについて、原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在について認めるが、同記載内容が事実であるかどうかにつき不知。

ウについて、被告福島県がSPEED Iの計算結果について電子メールで送付を受けていたとの点及び同電子メールの多くを削除したとの点について認めるが、そもそも福島県地域防災計画によれば、環境放射線モニタリング体制の整備として「県は、国等と連携して、平常時からSPEED Iと環境放射線テレメータシステム等を連携させるなど、気象情報、空間放射線量率等の情報伝達のネットワークを整備・維持するものとする」とされ、緊急時モニタリング体制においては「SPEED

I ネットワークシステムによる予測情報の収集」をすることとされており、福島県地域防災計画は被告福島県に対しSPEEDIの計算結果を原子力発電所の周辺自治体あるいは住民に対し情報提供することを義務付けるものではない。

エについて、原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在について認めるが、同記載内容が事実であるかどうかにつき不知。

オについて、被告福島県県庁内に設置されていたSPEDDI端末が震災直後から受信不可能となったとの点について認める。

被告福島県災害対策本部が、原子力安全技術センターから3月12日23時54分から3月16日9時45分までの間にSPEEDIの計算結果が添付された電子メール計86通を受信したとの点（原告らが「23時」とするのは「23時54分」の誤りである）、同86通のうち65通のデータを削除したとの点及び受信したSPEEDIの計算結果が原子力発電所の周辺自治体あるいは住民に情報提供されなかった点について認めるが、そもそも福島県地域防災計画によれば、環境放射線モニタリング体制の整備として「県は、国等と連携して、平常時からSPEEDIと環境放射線テレメータシステム等を連携させるなど、気象情報、空間放射線量率等の情報伝達のネットワークを整備・維持するものとする」とされ、緊急時モニタリング体制においては「SPEEDIネットワークシステムによる予測情報の収集」をすることとされており、福島県地域防災計画は被告福島県に対しSPEEDIの計算結果を原子力発電所の周辺自治体あるいは住民に対し情報提供することを義務付けるものではない。

「このことにより、各自治体においてはSPEEDIの計算結果にもとづいて放射性物質の拡散方向について予測することができないまま手探りの状態で避難せざるを得ず、その結果として県内子ども原告らは被ばくを避ける機会を奪われた」との点は争う。

原告らの主張は、被告福島県においてSPEEDIの計算結果を原子力発電所の周辺自治体あるいは住民に対し情報提供していれば、福島県内各地の市町村に居住していた子ども原告らが、それぞれの居住地において、具体的にどのように被ばくを避けることができたとするのか、子ども原告らやその保護者らが被ばくを避ける

方法及びその相当因果関係は全く明らかにされていない。

- (3) (3)について、不知。なお、甲C21号証及び甲C22号証は体裁上出典が全く不明である。

第2 「第2 子どもたちに安定ヨウ素剤を服用させることを怠った違法について（訴状請求原因第3の2）」に対して

2 「2 事実の経緯」について

- (1) (1)について、原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在、及び、同記載内容のうち平成23年3月12日13時15分、国の原子力災害現地対策本部から被告福島県に対して「ヨウ素剤投与が決定された場合に備え、避難所への安定ヨウ素剤の搬入準備の状況を確認するとともに、薬剤師や医師の確保に努めること。」との指示文書が発出されたとの点について認めるが、その余の記載内容が事実であるかどうかにつき不知。
- (2) (2)について、原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在について認めるが、同記載内容が事実であるかどうかにつき不知。
- (3) (3)について、原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在、並びに、同記載内容のうち平成23年3月13日14時20分、国の原子力災害現地対策本部長から被告福島県に対し、当面のスクリーニングレベルを 40 Bq/cm^3 又は 6000 cpm とすることを指示されたとの点及び被告福島県が「 40 Bq/cm^3 」の基準を採用することとし、「 40 Bq/cm^3 」は「 $1万3000\text{ cpm}$ 」に相当するとして、これをスクリーニングレベルとしてスクリーニングを開始したとの点について認めるが、その余の記載内容が事実であるかどうかにつき不知。
- (4) (4)について、「全身除染のスクリーニングレベルを $10万\text{ cpm}$ に引き上げた」との表現は必ずしも正確でないものであり、否認する。

被告福島県は3月14日以降もスクリーニングレベルとしては $1万3000\text{ cpm}$ の基準を据え置いたままであり、除染方法について $1万3000\text{ cpm}$ 以上 $10万\text{ cpm}$ 未満を当該部位の部分的な除染（拭き取り等）とし、 $10万\text{ cpm}$ 以上を全身除染とする運用をしたものである。

(5) (5)について、原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在について認めるが、記載内容について否認する。

現地対策本部長がなしたとするスクリーニングレベルの基準値を1万3000 cpm に据え置くべきとの指示は、県災害対策本部には伝わっていなかった（丙C6号証）。

また、同指示が伝わったか否かに関わらず、被告福島県はスクリーニングレベルとしては1万3000 cpm の基準を据え置いたままであり、除染方法について1万3000 cpm 以上10万 cpm 未満を当該部位の部分的な除染（拭き取り等）とし、10万 cpm 以上を全身除染とする運用をしたものである。

(6) (6)について、原告らが引用する甲C5号証の1及び2の記載の存在及び甲C5号証の3に関し「福島県は、3月15日ころ、同病院に対し、安定ヨウ素剤4000錠を送付した」との点について認め、その余は不知。

(7) (7)について、原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在について認めるが、被告福島県が被告国の現地対策本部からの平成23年3月16日付服用指示文書を確認したのは3月18日の時点である。

被告福島県地域医療課では、甲C3号証が発出されたとされる午前10時35分以降も、3月18日までの間、同医療班に対し確認を行い、同医療班から、「今の段階で安定ヨウ素剤服用の必要はない」との指示を得ていた。

被告福島県は、安定ヨウ素剤の服用指示については副作用への配慮が必要で、専門的判断が不可欠であると考え、市町村への配備を行いながら、国の服用指示に備えることが最善であると判断していた。

被告国によって、20km圏外では配布・服用の必要なしとの明確な判断がなされている中で、被告福島県が独自に服用指示を出すべき理由はなかった。

3月18日時点において20km圏内に服用対象者が存在しなかったため、被告福島県は安定ヨウ素剤服用の指示をしていない。

(8) (8)について、不知。

(9) (9)について、原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在について認めるが、「1万3000 cpm ～10万 cpm の線量が測定されたのは901人」との点

は902人の誤りである。

(10) (10)について、原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在について認めるが、同記載内容が事実であるかどうかについて、以下の点を除いて不知。

ア アのうち、被告福島県が原発事故発生当時安定ヨウ素剤6万8000錠を備蓄していたこと、被告福島県がメーカーや茨城県から約136万錠を入手したことについて認める。

イ イについて認める。

ウ ウについて、被告福島県保健福祉部地域医療課職員が三春町に対し、国からの指示がないことを理由に安定ヨウ素剤の配布中止及び回収の指示をしたことについて認める。

(11) (11)について、「安定ヨウ素剤を服用できる機会が与えられなかった」との点について、原告の主張する「安定ヨウ素剤を服用させる機会が与えられなかった」との点及び被告福島県の対応について争う。

被告福島県地域医療課では、3月12日以降、毎日数回、国のオフサイトセンター医療班に対し、安定ヨウ素剤服用についての国の判断を確認していたが、その都度、同医療班から「国の判断を待って対応するように」、「今の段階では、安定ヨウ素剤服用の必要はない」との指示を受けていた。

被告福島県地域医療課では、甲C3号証が発出されたとされる午前10時35分以降も、3月18日までの間、同医療班に対し確認を行い、同医療班から「今の段階で安定ヨウ素剤服用の必要はない」との指示を得ていた。

被告福島県は、安定ヨウ素剤の服用指示については副作用への配慮が必要で、専門的判断が不可欠であると考え、市町村への配備を行いながら、国の服用指示に備えることが最善であると判断していた。

被告国によって、20km圏外では配布・服用の必要なしとの明確な判断がなされている中で、被告福島県が独自に服用指示を出すべき理由はなかった。

第5 「第5 アドバイザー山下俊一の発言問題について（訴状請求原因第4）」に対して

1 「1 原発事故直後、山下アドバイザーが自ら福島県に出向いた理由」について

原告らの主張に対する認否は被告福島県準備書面(4)のとおりであるが、山下アドバイザーの発言に関してなお以下の点を主張する（以下全体について丙B6）。

放射線の影響に関しては様々な知見が報告されているため、国際的に合意されている科学的知見を確実に理解する必要がある。

国際的合意としては、科学的知見を国連に報告している原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）、世界保健機関（WHO）、国際原子力機関（IAEA）等の報告書に準拠することが妥当である。

国際的な合意に基づく科学的知見によれば、放射線による発がんリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされる。

この低線量被ばくによる健康影響に関する現在の科学的な知見は、主として広島・長崎の原爆被ばく者の半世紀以上にわたる精緻なデータに基づくものである。

広島・長崎の原爆の人体に対する影響の調査は、その規模及び調査の精緻さから、世界の放射線疫学研究の基本であり、UNSCEARも常に報告しているところである。

また、低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計100ミリシーベルトを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合より健康影響が小さいと推定されている。このことは、動物実験においても確認されている。

本件原発事故により環境中に放出された放射性物質による被ばくの健康影響は、長期的な低線量率の被ばくであるため、瞬間的な被ばくと比較し、同じ線量であっても発がんリスクはより小さいと考えられる。

放射線防護や放射線管理の立場からは、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくであっても被ばく線量に対して直線的に発がんリスクが増加するという考え方が採用されているが、これは、科学的に証明された真実として受け入れられているのではなく、科学的な不確かさを補う観点から、公衆衛生上の安全サイドに立った判断として採用されているものであり、予測された被ばくによるリスクと放射線防護措置等によ

る他の健康リスク等、リスク同士を比較する際に意味がある。

国際放射線防護委員会（ICRP）は、被ばくの状態を緊急時、現存、計画の3タイプに分類し、緊急時及び現存被ばく状態における防護対策の計画・実施の目安として、次の①～③のとおり、それぞれについて被ばく線量の範囲を示し、その中で状況に応じて適切な「参考レベル」（これは、そのレベルを下回るよう対策を講じて、被ばく線量を漸進的に下げていくための基準であり、また、防護措置の成果の指標となるものである。）を設定し、住民の安全確保に活用することを提言している（丙B3）。

- ① 緊急時被ばく状況（原子力事故又は放射線緊急事態の状況下において、望ましくない影響を回避若しくは低減するために緊急活動を必要とする状況）の参考レベルは、年間20～100ミリシーベルトの範囲の中から選択する。
- ② 現存被ばく状況（緊急事態後の復興期の長期被ばくを含む、管理に関する決定を下さなければならない時に既に存在している被ばく状況）は、年間1～20ミリシーベルトの範囲の中から選択する。
- ③ 計画被ばく状況においては、参考レベルではなく、線量拘束値として設定することを提言しており、一般住民の被ばくでは状況に応じて年間1ミリシーベルト以下で選択する。

以上の国際放射線防護委員会（ICRP）の提言する内容は、前記の国際的に合意されている科学的知見及び現在の科学で分かっている長期にわたる被ばくの健康影響に照らして、安全側に立って策定されたものである。

山下アドバイザーが発言した趣旨は、以上の放射線防護にかかる国際的基準に沿ったものであり、「放射能の危険から救済を求める福島県民の声を封じ込めるため」などというものではない。

2 「2 山下アドバイザー発言の問題点1（総論）」について

(1) (1)について、被告福島県が、山下アドバイザーを放射線と健康に関する正しい知識を県民に提供することができる専門家として、放射線健康リスク管理アドバイザーに委嘱したとの点について認め、リスク管理が山下アドバイザーの専門外であるとの点について否認、その余は不知。

(2) (2)について争う。

原告らが引用する甲C9号証の記事の存在について認めるが、原告らが甲C9号証から引用する山下アドバイザーの発言についての認否は以下のとおりである。

- ① 「① 2011年3月20日記者会見『1時間当たり20マイクロシーベルトの放射線が降り注いだとして・・・』について

山下アドバイザーの発言内容として概ね認めるが、その発言の趣旨及び評価について争う。

なお、記者会見が行われたのは3月20日ではなく、3月19日である。

また、表内注釈の「年間に換算すると、18.25 Sv」との点は、仮に計算するとしても単位は「mSv」の誤りであると思われる。

- ② 「② 同上『100マイクロシーベルトまでならなければ・・・』について

山下アドバイザーの発言内容として概ね認めるが、その発言の趣旨及び評価について争う。

なお、原告は発言の機会について「同上」としているが、3月20日いわき市講演での発言である。

- ③ 「③ 2011年3月21日福島市講演『科学的に言うと、・・・』について

山下アドバイザーの発言内容として概ね認めるが、その発言の趣旨及び評価について争う。

上記講演の内容を全体としてみれば、科学的根拠に基づく放射線健康リスクの講演であることは明らかであり、「100マイクロシーベルト/h」との点は、「10マイクロシーベルト/h」と説明すべきところを誤って発言したものである（丙C11）。

この点については、被告福島県のホームページ上で、「質疑応答の『100マイクロシーベルト/hを超さなければ健康に影響を及ぼさない』旨の発言は、『10マイクロシーベルト/hを超さなければ』の誤りであり、訂正しお詫びを申し上げます。ご迷惑をおかけして誠に申し訳ありません」と掲載し、発言の訂正をしている。

- ④ 「④ 同上（２０１１年３月２１日福島市講演）『(子どもを守る数値の目安は？という質問に対し) 私がいつも言うように・・・』」について

山下アドバイザーの発言内容として概ね認めるが、その発言の趣旨及び評価について争う。

上記講演の内容を全体としてみれば、科学的根拠に基づく放射線健康リスクの講演であることは明らかであり、「１００マイクロシーベルト/h」との点は、「１０マイクロシーベルト/h」と説明すべきところを誤って発言したものである（丙Ｃ１１）。

この点については、被告福島県のホームページ上で、「質疑応答の『１００マイクロシーベルト/hを超さなければ健康に影響を及ぼさない』旨の発言は、『１０マイクロシーベルト/hを超さなければ』の誤りであり、訂正しお詫びを申し上げます。ご迷惑をおかけして誠に申し訳ありません」と掲載し、発言の訂正をしている。

- ⑤ 脚注「２０１１年３月２０日いわき市講演『ぜひ今まで生きてきた皆さまがたの力を、・・・』」について

山下アドバイザーの発言内容として概ね認めるが、その発言の趣旨及び評価について争う。

- ⑥ 脚注「２０１１年３月２１日福島市講演『これから福島という名前は・・・』」について

山下アドバイザーの発言内容として概ね認めるが、その発言の趣旨及び評価について争う。

上記講演の内容を全体としてみれば、科学的根拠に基づく放射線健康リスクの講演であることは明らかであり、原告らは、その一部分のみを捉えて、殊更に発言の趣旨を曲解するものであり、失当である（丙Ｃ１１）。

- ⑦ 脚注「２０１１年５月３日二本松市講演『平時では皆さん、・・・』」について

山下アドバイザーの発言内容として概ね認めるが、その発言の趣旨及び評価について争う。

上記講演の内容を全体としてみれば、科学的根拠に基づく放射線健康リスクの講演であることは明らかであり、原告らは、その一部分のみを捉えて殊更に発言の趣旨を曲解するものであり、失当である（丙C12）。

山下アドバイザーは、公表されている放射線量の情報と、これまでの科学的知見に基づいて専門家としての見解を示してきたものであり、いずれも「問題発言」「荒唐無稽な発言」などと評価されるものではない。また、原告らは講演録の一部資料としている甲C9号証等を引用しているが、科学的根拠に基づく放射線健康リスクの講演内容について言葉尻や一部分を捉えての批判は失当である。

「山下アドバイザーの首尾一貫した目的が浮き彫りにされる—それは、福島県がどんな深刻な放射能汚染状況であろうとも住民に健康被害はなく、避難の必要がないことを訴えること、つまり集団避難によって福島県が崩壊する事態防止をひたすら配慮し、県民の人命・健康は犠牲にしても、福島県の経済復興の妨げになる要素をすべて取り除くことにあった。」「放射線健康リスク管理アドバイザーとしての本来の目的から著しく逸脱する」とする点について、いずれも否認する。

3 「3 山下アドバイザー発言の問題点2（リスク評価）」について

(1) (1)について争う。

原告らが引用する甲C9号証の記事の存在について認めるが、原告らが甲C9号証から引用する山下アドバイザーの発言についての認否は以下のとおりである。

① 「① 2011年3月21日福島市講演『放射線はエネルギーとして、・・・』」について

山下アドバイザーの発言内容として概ね認めるが、その発言の趣旨及び評価について争う。

上記講演の内容を全体としてみれば、科学的根拠に基づく放射線健康リスクの講演であることは明らかであり、上記引用された部分は、1回での被ばくと、1時間単位での被ばく継続とが異なることを説明しているものである（丙C11）。

② 「② 5月3日二本松市講演『何度もお話しするように・・・』」について 山下アドバイザーの発言内容として概ね認めるが、その発言の趣旨及び評価

について争う。

上記講演の内容を全体としてみれば、科学的根拠に基づく放射線健康リスクの講演であることは明らかであり、上記引用された部分は、疫学調査から得られる確率論での健康影響と、放射線安全防护基準の考え方を説明したものである（丙C12）。

- ③ 「① 2011年3月21日福島市講演【20～30キロ圏内の住民の避難の必要性】『これだけ原発がトラブルを起こして・・・』について

山下アドバイザーの発言内容として概ね認めるが、その発言の趣旨及び評価について争う。

上記講演の内容を全体としてみれば、科学的根拠に基づく放射線健康リスクの講演であることは明らかであり、上記引用された部分は、大気中の放射線量が時間の経過とともに落ち着いていくであろうという点を説明したものである（丙C11）。

- ④ 「② 同上（2011年3月21日福島市講演）【マスクの必要性について】『これは、花粉症には効くでしょう・・・』について

山下アドバイザーの発言内容として概ね認めるが、その発言の趣旨及び評価について争う。

上記引用された質問に対する回答部分は、空気中の放射性物質に対する防護は通常のマスクはそれほどの効果を期待できない点を説明したものである（丙C11）。

- ⑤ 「③ 同上（2011年3月21日福島市講演）【マスクなしの外出（自転車通勤）について】『今の外に出て2時間半くらい自転車でこいで行って吸っても・・・』について

山下アドバイザーの発言内容として概ね認めるが、その発言の趣旨及び評価について争う。

上記引用された質問に対する回答部分は、これまでの科学的知見に基づいて、当時、福島市で外出することについて、放射線による健康への影響は考えられない点を説明したものである（丙C11）。

⑥ 「④ 2011年4月5日日本財団主催の講演『いま環境中に放出されている・・・』」について

山下アドバイザーの発言内容として概ね認めるが、その発言の趣旨及び評価について争う。

⑦ 「(5) 2011年4月9日NHKニュース【20キロ圏外の小中学校の線量測定結果について】『福島第一原子力発電所の事故を受けて・・・』」について

山下アドバイザーが発言した事実及び発言した内容について不知。甲C9号証には原告主張の2011年4月9日NHKニュースに関する記載はない。

山下アドバイザーは、公表されている放射線量の情報と、これまでの科学的知見に基づいて専門家としての見解を示してきたものであり、いずれも「不合理」「非科学的」などと評価されるものではない。

原告らが「原発事故以前の山下アドバイザーの発言・論文」として引用する甲C33号証、甲C34号証の文献の存在について認めるが、原発事故後の発言と比較して評価する点について争う。

なお、原告らが引用する「チェルノブイリの教訓を過去のものとすることなく、『転ばぬ先の杖』としての守りの科学の重要性を普段から認識する必要がある。」との部分は、甲C34号証ではなく甲C33号証に記載されているものである。

原告らが「③ 『放射能から子どもの未来を守る』9～10頁」として引用する内容については、文献の存在及び内容について不知。

(2) (2)について争う。

原告らが引用する甲C9号証の記事の存在について認めるが、原告らが甲C9号証から引用する山下アドバイザーの発言についての認否は以下のとおりである。

① 「① 2011年3月20日記者会見【飲料水から放射性ヨウ素が検出された問題】『3月19日23時現在における数字は・・・』」について

山下アドバイザーの発言内容として概ね認めるが、その発言の趣旨及び評価について争う。

なお、記者会見が行われたのは3月20日ではなく、3月19日であり、「3

月19日23時現在における数値は24ベクレル/kg」と発言したとの部分は、実際の発言は「3月19日14時現在における数値は25ベクレル/kg」というものであったと考えられる。

② 「② 2011年3月21日福島市講演【放射線に対する感受性】『人は二十歳を過ぎると・・・』」について

山下アドバイザーの発言内容として概ね認めるが、その発言の趣旨及び評価について争う。

上記講演の内容を全体としてみれば、科学的根拠に基づく放射線健康リスクの講演であることは明らかであり、上記引用された部分は、悲観的に受け止めることが健康への悪影響のおそれがある点を説明したものである(丙C11)。

山下アドバイザーは、公表されている放射線量の情報と、これまでの科学的知見に基づいて専門家としての見解を示してきたものであり、いずれも「科学の名に値する説明たり得ない」などと評価されるものではない。

(3) (3)について争う。

原告らが引用する甲C9号証の記事の存在について認めるが、原告らが甲C9号証から引用する山下アドバイザーの発言についての認否は以下のとおりである。

① 「① 2011年3月20日いわき市講演『水素爆発が2度、3度・・・』」について

山下アドバイザーの発言内容として概ね認めるが、その発言の趣旨及び評価について争う。

② 「② 2011年4月5日日本財団主催の講演『福島第一原発の原子炉が・・・』」について

山下アドバイザーの発言内容として概ね認めるが、その発言の趣旨及び評価について争う。

4 「4 山下アドバイザー発言の問題点3 (リスク管理)」について

(1) (1)について、争う。

原告らが引用する甲C9号証の記事の存在について認めるが、原告らが甲C9号証から引用する山下アドバイザーの発言についての認否は以下のとおりである。

① 「① 2011年3月20日記者会見【安定ヨウ素剤の配布の有無について】
『この数値（毎時20マイクロシーベルト）で・・・』について

山下アドバイザーの発言内容として概ね認めるが、その発言の趣旨及び評価
について争う。

なお、記者会見が行われたのは3月20日ではなく、3月19日である。

原告らが「原発事故以前の山下アドバイザーの発言」として引用する甲C33号
証、甲C34号証の文献の存在について認めるが、原発事故後の発言と比較して評
価する点について争う。

原告らが主張する「自分があたかも行政主体の中心であるかのような口ぶりで、
配布の不要を語る」との点につき、何をもって「行政主体の中心であるかのような
口ぶり」とするのかは不明であるが、山下アドバイザーが委嘱された業務は放射線
と健康に関する正しい知識を県民に提供する業務であり、安定ヨウ素剤の配布に関
する自身の見解を述べることは何ら権限逸脱ではない。

(2) (2)について、争う。

原告らが引用する甲C9号証の記事の存在について認めるが、原告らが甲C9号
証から引用する山下アドバイザーの発言についての認否は以下のとおりである。

① 「① 2011年5月3日二本松市講演『日本政府がすべてを責任をとって
いただければ・・・』について

山下アドバイザーの発言内容として概ね認めるが、その発言の趣旨及び評価
について争う。

上記講演の内容を全体としてみれば、科学的根拠に基づく放射線健康リスク
の講演であることは明らかであり、上記引用された部分は、原子力発電所事故
による放射線の確率的な健康リスクについて、その対応は最終的には各自の選
択によるという点を説明したものである（丙C12）。

② 「② 2011年5月20日東京講演『現場に入り、そしてこの人たちに・
・・・』について

山下アドバイザーの発言内容として概ね認めるが、その発言の趣旨及び評価
について争う（丙C13）。